

# 公益社団法人宮城県獣医師会の雇用契約職員就業規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という）定款第34条の規定に基づく、雇用契約職員（以下「契約職員」という。）の就業に関する事項を定めたもので、契約職員は、法令に別段の定めのある場合を除き、この規則を守らなければならない。

2 なお、本規則第9条に基づいて無期労働契約に転換した契約職員については、雇用契約期間に関係する定めを除いて、本規則を適用する。

### (契約職員の定義)

第2条 この規則で契約職員とは、業務及び期間の定めのある雇用契約を締結して雇用したものをいう。

2 契約職員とは、1日または1週間の所定労働時間が一般職員と同等もしくは一般職員よりも短い方で、有期雇用契約（原則1年）の下で雇い入れられる者とする。

## 第2章 採 用

### (選考)

第3条 この法人は、就職を希望する者の中から選考のうえ職員として採用する。

2 あらかじめ応募者より次の書類を提出させ、面談等必要な選考を実施。

- (1) 履歴書（3か月以内の写真貼付）
- (2) 卒業（見込み）証明書
- (3) その他この法人が指定するもの（業務に必要な免許等の原本の提示）

### (雇用時の提出書類)

第4条 契約職員は雇用締結の際、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 健康診断書（会長の指定したもの）
- (2) 誓約書
- (3) 住民票記載事項の証明書
- (4) 源泉徴収票（前職者のみ）
- (5) 通勤経路届
- (6) 基礎年金番号通知書および雇用保険等被保険証書（対象者のみ）
- (7) 個人番号カードまたは通知カードの写し（運転免許証等の写真付き身分証明書添付）
- (8) その他この法人が必要とする書類

2 この法人は、下記の手続に利用するために職員及び扶養家族の個人番号を収集する。

- ①健康保険・厚生年金保険関連事務
- ②雇用保険関連事務
- ③国民年金第3号被保険者関連事務
- ④労働者災害補償保険法関連事務
- ⑤給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ⑥その他上記（1）から（5）の事務に関連する事務

(労働条件の明示)

第5条 この法人は、契約職員を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

(雇用契約)

第6条 契約職員の雇用期間は、期間の定めのあるものとし、その期間は1年以内として、雇用契約書において定める。

2 前項の雇用契約については、以下の各号を総合的に勘案の上、更新することがある。

- (1) 健康状態
- (2) 勤労意欲、勤務成績、勤務態度
- (3) 担当業務全般に対する遂行能力、対応能力、適性
- (4) 契約満了時の業務量
- (5) 法人の経営状況

3 契約更新の可否については、契約期間満了の30日前までにその旨を当該契約職員に通知する。

4 雇用契約の締結の際、更新回数に上限を設けることがある。

(試用期間)

第7条 契約職員に対する試用期間の適用については、就業規則第6条を準用する。

(異動)

第8条 この法人は業務の都合または雇用契約職員の労務提供状況の変化により、必要がある場合は、当該職員の同意を得た上で、異動（配置転換、職務変更）を命ずることがある。

(無期労働契約への転換)

第9条 有期契約職員のうち、通算契約期間が5年を超える者は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用へに転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、有期労働契約の契約期間を通算する。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある場合については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用へに転換した後も引き続き適用する。なお、無期労働契約へ転換した職員の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

前項の定めにより退職した職員の再雇用に関する取り扱いについて定年再雇用規程により定める。

(職員への転換)

第10条 契約職員の職員への転換を図る措置として、職員募集にかかる求人票を出す場合にその募集内容を事業所内でも掲示するなどにより、契約職員に対し周知するものとする。

2 外部からの応募の有無にかかわらず、公正な選考を行う。

3 職員募集への応募の条件は、随時、この法人が定める募集要項により明示する。

(休職)

第11条 契約職員については休職を適用しない。ただし、無期雇用職員の休職については、就業規則第23条～第25条の規定を準用する。

(契約の解除)

第 12 条 次の各号に該当する場合は、契約期間満了前であっても契約を解除することが出来る。

- (1) 本人の都合により願い出があったとき
- (2) 自己の都合（無届）により欠勤引続き 1 ヶ月以上に及んだとき
- (3) やむを得ない事業上の都合により勤務を要しないとき
- (4) 懲戒処分により解雇と決定したとき

2 この法人は、期間の満了により雇用契約を終了させる場合には、少なくとも終了の 30 日前までにその旨予告するものとする。

(退職および解雇)

第 13 条 契約職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 雇用契約書に定めた雇用期間が満了し、契約を更新しないとき
- (2) 自己都合により退職を申し出てこの法人が承認したとき、又は退職願を提出して 14 日を経過したとき
- (3) 行方不明による欠勤が 30 日以上に及び、なお連絡が取れないとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 契約社員が第 1 項②により退職する場合の取り扱いは就業規則第 28 条を準用する。
- (6) 契約社員の解雇については、就業規則第 29 条～第 32 条を準用する。

(服務規律)

第 14 条 契約職員の服務規律については、就業規則第 7 章の規定を準用する。

### 第 3 章 勤務

#### 第 1 節 勤務時間・休憩・休日

(勤務時間)

第 15 条 契約職員の就業する時間は、1 日 8 時間以内、1 週につき 40 時間以内とする。

2 契約職員の始業時間、終業時間および休憩時

間は日曜日、土曜日、祝祭日等、休日を除き次のとおりとする。

- (1) 始業時間 8 時 45 分
- (2) 休憩時間 12 時 00 分～12 時 45 分
- (3) 終業時間 17 時 00 分

3 食鳥検査にかかる業務を行う契約職員の勤務時間及び休憩時間は、原則として次のとおりとし、契約職員個別に定めるシフト表により明示する。

- (1) 検査員 2 人体制
  - ①早番 6 時 45 分～15 時（実働 7 時間 30 分）  
休憩時間 11 時 15 分～12 時（45 分）
  - ②遅番 7 時 00 分～15 時 15 分（実働 7 時間 30 分）  
休憩時間 11 時 00 分～11 時 45 分（45 分）
- (2) 検査員 3 人体制
  - ①早番 6 時 45 分～11 時 15 分（実働 4 時間 30 分）
  - ②中番 7 時 00 分～15 時 15 分（実働 7 時間 30 分）  
休憩時間 11 時 15 分～12 時（45 分）
  - ③遅番 11 時 45 分～16 時 15 分（実働 4 時間 30 分）

4 業務の都合その他やむを得ない事情により、前 2 項に定める始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(休日)

第 16 条 契約職員の定例休日は次のとおりとする。

(1) 契約職員の休日

①土曜日、日曜日及び国民の祝日

②年末年始（12月29日から1月3日まで）

③その他会長が必要と認めた場合は、臨時に休日を設けることができる。

2 第 1 項の休日は、法人の業務の都合その他やむを得ない事情のある場合は、当該休日の前後 7 日以内の他の日へ振替ることがある。

(時間外勤務及び休日勤務)

第 17 条 会長は、業務上必要あるときは、前項の規定にかかわらず時間外勤務および休日勤務をさせることができる。

2 職員は労働基準法第 36 条による協定により時間外勤務をしようとするときは、あらかじめ事務局長または食鳥検査センター所長にその旨を届け出て承認を受けなければならない。

3 非常災害その他やむを得ない理由により臨時に勤務する必要がある場合は、労働基準法第 33 条の定めるところにより第 5 条の規定にかかわらず勤務時間の延長または休日勤務を命ずることができる。

(出退勤)

第 18 条 契約職員の出退勤の記録、欠勤、休憩、遅刻、早退、面会等の取り扱いについては、就業規則第 13 条～第 19 条を準用する。

(出張)

第 19 条 契約職員が出張もしくは直行または直帰をするときは、事務局長または食鳥検査センター所長の承諾を受けなければならない。

2 契約職員の旅費については、旅費規程を準用する。

## 第 2 節 休暇等

(年次有給休暇)

第 20 条 契約期間が 6 ヶ月以上の契約職員の雇用契約が更新された場合、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間、法人に在籍し、全労働日の 8 割以上を勤務した場合には、当年 4 月 1 日（基準日）において、下表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇（以下、「年休」とする。）を与える。

有給休暇付与日数

週所定労働日数	年間の所定労働日数	継続勤務年数						
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上
5	217 以上	10	11	12	14	16	18	20
4	169～216	7	8	9	10	12	13	15
3	121～168	5	6	6	8	9	10	11

2	73～120	3	4	4	5	6	6	7
1	48～72	1	2	2	2	3	3	3

- 2 新しく採用された契約職員については、雇い入れ日より6か月经過日において上表に定める日数を付与し、その後最初に到来する4月1日をもって勤続年数1年とみなして上表を適用するものとする。
- 3 その年に受けなかった有給休暇の残余日数があるときは、翌年度に繰り越すものとし、なお1年間だけ有効とする。
- 4 契約職員に対する年次有給休暇のその他の取り扱いについては、就業規則第20条第2項、第4項、第6項、第7項を準用する。
- 5 年休で休んだ日は、第35条（休暇・休業の給与）に基づいて賃金を支給する。

（産前産後の休業）

第21条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性契約職員から請求があったときは、休業させる。

- 2 産後8週間を経過していない女性契約職員は、就業させない。
- 3 前項の規定にかかわらず、産後6週間を経過した女性契約職員から請求があった場合は、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることがある。

（母性健康管理の措置）

第22条 妊娠中または産後1年を経過しない女性契約職員から、所定労働時間内に、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導または健康診査を受けるために申出があったときは、次の範囲で時間内通院を認める。

（1）産前の場合

- 妊娠23週まで …… 4週に1回
- 妊娠24週から35週まで …… 2週に1回
- 妊娠36週から出産まで …… 1週に1回

ただし、医師または助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

（2）産後（1年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間

- 2 妊娠中または産後1年を経過しない女性契約職員から、保健指導または健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずる。
  - （1）妊娠中の通勤緩和措置として、通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間以内の時差出勤を認める。
  - （2）妊娠中の休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長や休憩の回数を増やす。
  - （3）妊娠中または産後の女性契約職員が、その症状等に関して指導された場合は、医師等の指導事項を遵守するための作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等の措置をとる。

（育児時間及び生理休暇）

第23条 1歳に満たない子を養育する女性契約職員から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

- 2 生理日の就業が著しく困難な女性契約職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

(育児・介護休業、子の看護休暇等)

第24条 契約職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けすることができる。

2 育児・介護休業等の取扱いについては、「育児・介護等休業規則」で定める。

(公民権行使の時間)

第25条 契約職員が勤務時間中に選挙その他公民権を行使するため、また、公の職務（裁判員を含む）に就くため、あらかじめ申し出た場合は、それに必要な時間又は日を与える。ただし、業務の都合により、時刻を変更する場合がある。

(特別休暇)

第26条 契約職員のうち、週の所定労働時間が30時間以上の者に対して、就業規則第21条の5（特別休暇）を適用する。

## 第4章 賃金

(給与の支払日)

第27条 契約職員の給与については、毎月1日から末日までの間の勤務実績に応じた分を、当該集計の対象となった月の翌月の21日（支払日が休日の場合は、その前日）までに支払う。

(基本給)

第28条 基本給は時給制とし、別表1の通り、支給する。

(通勤手当)

第29条 通勤のため交通機関を利用し、かつ運賃または料金を負担することを常例とする契約職員に対し、勤務出勤日数に応じた額を支給とする。

2 通勤手当は給与規程の別表3に基づいて支給する。

(時間外勤務手当・休日勤務手当・深夜勤務手当)

第30条 所定労働時間外または休日に勤務した場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当を、深夜（22時から5時迄）に於いて勤務した場合は深夜勤務手当を、それぞれ給与規程の別表5に基づいて支給する。

(給与改定)

第31条 第6条第2項に基づいて、雇用契約を更新する際、給与を改定することがある。

2 原則として、給与の改定は基本給について行い、昇給、昇降給なし、降給を含むものとする。

3 特に、この法人が必要と認めた場合、第1項によらず、臨時に給与の改定を行なうことがある。

(賞与)

第32条 原則として賞与は支給しない。ただし、業績もしくは本人の能力により不定期に支給することがある。

(退職金)

第 33 条 退職金は支給しない。

(賃金の支給・控除等)

第 34 条 契約職員に対する賃金の支給、控除等については給与規程第 4 条を準用する。

(休暇・休業の給与)

第 35 条 年休で休んだ日の給与は、下記の計算式により算定する 1 日あたりの平均所定労働時間に基づいて、下表により定める労働時間数(「支給対象労働時間数」とする。)に相当する賃金を支給する。なお、計算式における算定期間は第 20 条に定める年休付与日を基準に、原則として過去 1 年間とするが、年休付与日現在の勤続年数が 1 年に満たない者は、雇い入れ後の勤務期間とする。

$$\text{平均所定労働時間数} = \frac{\text{【算定期間における所定労働時間数(実績)の合計】}}{\text{【算定期間における所定労働日数(実績)の合計】}}$$

平均所定労働時間数	支給対象労働時間数
4.0 以上 5.0 未満	5 時間
5.0 以上 6.0 未満	6 時間
6.0 以上 7.0 未満	7 時間
7.0 以上 8.0 未満	8 時間

第 35 条 年休で休んだ日の給与は、下記の計算式により算定する 1 日あたりの平均所定労働時間に基づいて、契約職員ごとに合意した労働時間数に相当する賃金を支給する。なお、計算式における算定期間は第 20 条に定める年休付与日を基準に、原則として過去 1 年間とするが、年休付与日現在の勤続年数が 1 年に満たない者は、雇い入れ後の勤務期間とする。

$$\frac{\text{【算定期間における所定労働時間数(実績)の合計】}}{\text{【算定期間における所定労働日数(実績)の合計】}}$$

- 第 21 条(産前産後の休業)、第 22 条(母性健康管理の措置)、第 23 条(育児時間及び生理休暇)、第 24 条(育児・介護休業、子の看護休暇等)および第 25 条(公民権行使の時間)については無給とする。
- 第 26 条(特別休暇)の適用を受ける者は、1 日あたり、第 1 項により算定される賃金を支給する。

## 第 5 章 服務規律

(服務)

第 36 条 契約職員の服務規律については、職員就業規則第 7 章規定を準用する。

## 第6章 退職・解雇

(退職および解雇)

第37条 契約職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 雇用契約書に定めた雇用期間が満了し、契約を更新しないとき
- (2) 自己都合により退職を申し出てこの法人が承認したとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき
- (3) 行方不明による欠勤が30日以上に及び、なお連絡が取れないとき
- (4) 死亡したとき

2 契約社員が第1項②により退職する場合の手続きは就業規則第28条を準用する。

3 契約職員の解雇については、就業規則第29条～第32条を準用する。

## 第7章 表彰、制裁

(表彰および懲戒)

第38条 契約職員の表彰および懲戒については、就業規則第8章及び第9章に定める規定を準用する。

## 第8章 安全衛生その他

(健康診断)

第39条 引き続き1年以上雇用され、または雇用することが予定されており、正職員の1週間の所定労働時間数の4分の3以上を勤務する契約職員に対して、採用の際および毎年1回、定期健康診断を行う。

2 前項に係る定期健康診断の費用はこの法人が負担する。

(雇用保険等)

第40条 この法人は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当有期契約職員については、必要な手続きをとる。

(その他の安全衛生)

第41条 第39条(健康診断)を除くその他の安全衛生、災害補償については、就業規則第10章および第11章に定める規定を準用する。

## 附 則

- 1 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。
- 2 この規則を改廃する場合は、職員代表者の意見を聞いて行う。
- 3 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、令和6年8月1日から施行する(令和6年8月1日理事会提出)
- 5 この規則は、令和6年9月1日から施行する(令和6年12月17日理事会提出)
- 6 この規則は、令和7年4月1日から施行する(令和7年3月14日理事会承認)

別表 1

(1) 食鳥検査員

1時間当たりの賃金は、**2,640**円とする。

ただし、勤務時間が8時間を越えた場合には、超えた勤務時間に1時間当たり1.25乗じて得た額(**3,300**円)を支給するものとする。

(2) 事務職員

1時間当たりの賃金は、**1,190**円とする。

ただし、勤務時間が8時間を越えた場合には、超えた勤務時間に1時間当たり1.25乗じて得た額(**1,488**円)を乗じて得た額を支給するものとする。

**\*毎年見直すもの**